製網勞働組合 第五回大會記錄

日時　十月三十一日午前九時
場所　小倉市公會堂
出席代議員（川崎支部）鈴木彌作、榎本福松、瀧田廣吉、鈴木留重、川村要之助、佐々木直義、峰岸美男吉
（兵庫支部）中川寛、浉田美正
（小倉支部）伊藤人實、勝野滿、福井森治、森岡民藏、古河三次郎、野口爲三、中村嘉市、相良正義、岡田英次
（泉南支部）東口安太郎
（本部員）三木治郎、磯山兵五郎、大川梅三郎、久保田歡三、椎木重太郎、德田吉松、蔭山與三吉、元阪順次

總同盟歌合唱
開會之辭　三木主事
代議員歡迎之辭（小倉）德田吉松
右答辭（川崎）榎本福松
書記任命　書記長　齋藤勇
書記　勝野滿
同　岡田英治

各種委員任命（○印委員長）
資格審査委員
○野口爲三、榎本福松、浉田美正
議事委員
○川村要之助、蔭山與三吉、相良正義、東口安太郎
法規委員
○德田吉松、峰岸美男吉、浉田美正
會計審査委員
○中川寛、鈴木彌作、伊藤人實
豫算委員
○鈴木留重、中村嘉市、東口安太郎
役員詮衡委員
○椎木重太郎、瀧田廣吉、磯山兵五郎、蔭山與三吉、元阪順次

議長選擧　議長　三木治郎
副議長　磯山兵五郎
議長挨拶
祝電朗讀
大阪聯合會、染色勞働組合、大阪金屬勞働組合、陶業勞働組合、製網川崎支部、セメント勞働川崎支部、神奈川鐵工組合、下關運輸勞働組合、神奈川合同勞働組合、兵庫縣聯合會、製網兵庫支部、總同盟本部、下關海友同志會
祝詞朗讀　革正會
祝辭　官業勞働同志會石橋和一、勞働組合共同研究會工藤守、社民黨小倉支部谷義知、總同盟九州聯合會伊藤卯四郎
資格審査委員會報告　委員長　野口爲三
出席代議員
川崎支部十名、小倉支部十一名、兵庫支部三名、泉南支部一名、常任本部員三名
計　二十七名
右報告滿場一致承認　齋藤常任書記
一般報告
各支部情勢報告
川崎支部　磯山兵五郎
小倉支部　古河三次郎
兵庫支部　蔭山與三吉
泉南支部　元阪順次
會計報告　大川梅三郎
敎育部報告　久保田歡三
爭議部報告　元阪順次
以上報告滿場一致承認
議事　委員會報告
委員長　川村要之助
議案數十四、撤回議案一、採擇議案十三、一括議案一、上提議案十一
以上報告滿場一致承認

議事
一、失業保險制定に關する件
兵庫支部　説明　浉田美正
實行方法、本部一任　可決
二、勞働組合法反對資本家糾彈に關する件
本部　説明　久保田歡三
實行方法
一、演説會開催　二、反對資本家詰問　三、議會中にデモンストレーション決行　四、總同盟大會提出
贊成意見　古河三次郎
工親會に對し決議文を突付けること
贊成意見　元阪順次
委員を擧げて、工親會に詰問的訪問を行へ
委員議長指名
委員　元阪順次、古河三次郎、久保田歡三　可決
三、健康保險法中一部改正要求に關する件
川崎支部　説明　大川梅三郎
理由　説明略　可決
四、共濟部充實に關する件
本部　説明　蔭山與三吉
實行方法、本部一任　可決

第五回組合大會代議員
會場前（小倉市公會堂）

五、職業紹介所糾彈決議案
泉南支部　説明　元阪順次
決議文　可決
法規委員會報告　委員長　德田吉松
改正要點
機關　○大會の議長は組合長之に任じ議事は出席代議員の過半數を以つて決す。可否同數なる時は、議長之を決す。
但し、出席代議員五分一以上の要求ある時は、議長は會費完納者一人に就き一票の割合を以つて投票せしむるものとす。
○大會代議員は、總同盟大會代議員選出規定數により選出す。
第三十三條　但書削除
（二）執行委員會は原則として各支部總會に於て支部長、副支部長、幹事長、會計の中より順位之を選出推薦し、大會の承認を得るものとす。
但し任期は支部定期總會迄とす。
（五）會計監査役は、大會に於て選擧す。
會計　第三十三條　男子三十四錢　女子十二錢
第三十四條　男子二十六錢、女子十八錢
附則　本規約は昭和五年十一月一日より之を實施す　可決
六、資本家本位の産業合理化反對の件
小倉支部　説明　德田吉松
實行方法略　可決
贊成意見　川崎支部　榎本福松
同　久保田歡三　可決

七、工場規則中一部改正に關する件　川崎支部　説明　榎本福松
實行方法、協定委員會提出　可決
八、金融部設置に關する件　本部　説明　德田吉松
本部に金融部を設置し、信用組合の如き事業を行はしむること
實行方法、本部一任　可決
九、機械器具考案改良獎勵に關する件　川崎支部説明川村要之助
從業員にして、機械器具を考案改良したる者に對して會社は之を表彰すること
實行方法、協定委員會提出　可決
一〇、政黨々費支持團體責任支出提唱に關する件
小倉支部　説明　岡田英治
社民黨費として總同盟本部は、組合員一名に就き一錢宛を徴集し、從來の黨費を廢止すべし
實行方法、本部一任　可決
一一、失業防止に關する件
川崎支部　説明　峯岸美男吉
實行方法　各支部は失業防止のため努力すること
會計審査委員會報告　委員長　中川寛　承認
豫算委員會報告　委員長　鈴木留重　承認
基金[illegible]（八パーセント）、大會費一三、協定委員會費七、宣傳費三〇、人件費[illegible]四、事務費[illegible]、出版費八、雜費四
役員選衡委員會報告　委員長　椎木重太郎　承認
主事　三木治郎
會計　藤井秀次
會計監査　中川寛、柿木増太郎、茂岡大八、田中時太郎、君波新一郎
執行委員　中村嘉一、柏木吉太郎、大川梅三郎、磯山兵五郎、久保田歡三、蔭山與三吉、元阪順次
理事（小倉）椎木重太郎、德田吉松、伊藤人實、相良正義、野口爲三、椎木カツ（兵庫）上垣彌一、中川寛、蔭山與三吉（川崎）鈴木留重、川村要之助、小松與四郎、鈴木彌作、小林藤太郎、榎本福松　承認
役員代表挨拶　三木主事
閉會之辭　三木議長
萬歲三唱、閉會午後一時四十五分
大會當日は會場たる市公會堂に於て、御眞影奉戴式が擧行されるに就き、午後二時を以て閉會の時刻とするの止むなきに至つた。

（一頁下段より）
法主任一隊十數名引率して我等の行進に不當の壓迫を爲すに依り、遂に毆る蹴る檢束、帽劍は曲る旗竿は飛ぶ、服は破れる組合旗の活動に戰端は開始され、雙方四名の傷者を出したるに當局取締は嚴にして強、會社側は職工を門止し、村會議員及び青年團長を通じて爭議團切崩しに狂奔、或は女房連の數々しより夜陰に御用振の落書き立てるに至り、三木主事軍用金下し百圓携帶の[illegible]、會議、參謀會議、隊長會議、發[illegible]專門機關を組織し、[illegible]號外は次から次、川崎、小倉、兵庫の應援隊は戰線に色褪たる組合旗先頭に見るや生れたばかりの泉南支部も早熟の戰闘見上た。[illegible]綱勞働組合の力を掲げての戰ひた其氣分に團員の父兄は實に感激した。ピケアンプに役裝に家庭訪問に父兄會、演說會、宣政策、新聞廣告、不正事件摘發、旅館政策等々、尖端的新戰術と科學的調査機關を應用して、さすがに剛腹と闘志ある重役連も辟易して、遂に姿を貨物列車に隱し或は旅館に林見等々の探偵の智慧並べをするかの感がある。半面爭議は愈々深刻化するも中村、川崎兩會社代表は頑として解決の意志無きに依り、彼の反省するに非ざれば止むを得ぬと愈々爭議團は最後の肚を定め、三木主事指揮の下に爭議團本部を

完全なる勞働組合法を獲得せよ!!

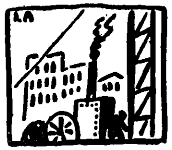

第三回勞働條件協定委員會

深刻なる不景氣に直面しつゝ迎へたる第三回勞働條件協定委員會は、十一月七日より東京槇町ビルヂング四階廣間に於て開催された。出席委員は、

會社側　篠崎亦一郎、香月五郎、細谷資滿、子安千代松、三木龍彦、伊東公資、野阪晋治、鵜飼盛彦、津介了、菊池寛治、村井幸三、渡邊省三、原悦生、三上俊夫
組合側　三木主事、磯山兵五郎、大川梅三郎、久保田觀三、藤井秀次、元阪順次、蔭山與三吉、中川寛、森岡民三、中村嘉一、齋藤勇

開會午後二時十五分赤松專務の挨拶あり例年の如く議事委員として會社側子安、三木兩氏、組合側礎山、元阪兩氏を更に座長として香月氏を推擧した。

かくて議事委員は別室に於て組合提出三案、會社提出六案外に提出外審議一案に就いて審議の結果、議事日程を作成、會議に報告して承認を經た。

す、豫定を變更して（九日は日曜のため休會）十日更に豫備會議を續行したるも、更に全體的解決を見ず、遂に十一日迄、豫備會議を繼續するの止むなきに至つた。此の間會社・組合雙方特別室の協議を開くこと六回、特別委員會一回、議事の展開を圖るため休憩すること數回、委員會は異常の困難に遭遇したのであるが、勞資委員はよく議事の進行に努め誠意を披瀝したので

聲明書

眞に未曾有と言はるゝ我國産業界の不況は日を逐ふて益々深刻化するに至り、産業經營を合理化し勞働條件を維持せんとする勞資にとりては實に重大なる時期に際會したりと言はざるを得ぬ。

此の秋に當り東京製網株式會社に於ける、勞働條件協定委員會の第三回の會議を開催して勞資共に異常の誠實と決意とを以つて議案の全部を議了し、玆に圓滿なる協定を成立せしめた。我等は今委員會を終了するに當り勞資は更に一層の協力により此の不況時に善處したる責任の重大なることを痛感するものである。

昭和五年十一月十一日
第三回勞働條件協定委員會

員會社側子安、伊東兩氏、組合側元阪、齋藤兩氏を任命し、同日槇町ビルヂングに於て直ちに本會議を開催、起草委員の報告書を議題とし、之を承認して四日間に亙る會議の成果を得たのであつた。本記錄中（協定）とあるは、第三回勞働條件協定委員會報告書に採錄されたる協定成立の內容であつて（經過）は委員會の大體の模樣を示すものである。

議事

一、機械器具考案改良獎勵に關する件（組合案）

（協定）從業員にして機械器具を考案改良したる場合は工場長に對し組合の機關を通じ口頭又は文書を以つて申告し工場長は適當なる方法を以つて

原案承認

二、定期昇給一ケ年延期の件（會社案）

（協定）原案承認
（經過）會社は原案が昇給一ケ年休止の意なることを主張し組合側は延期されたる一ケ年分の昇給は後年に必ず加算昇給すべしと主張し豫備會議第一日に於て會社は組合側の主張を大體承認したるも之が協定は豫備會議第四日目迄他議案の關係上組合側で保留したのである。

三、川崎小倉兩工場の作業定時間の終業時を當分の內左の如く定むること（會社案）

川崎工場男工　午後四時半　女工四時　小倉工場男工從前通　女工四時十分
（協定）川崎工場男工午後五時　女工午後四時三十分　小倉工場男工午後五時十分　女工午後四時四十分
但し小倉工場に於て男工にして現在午後五時十分以前に終業するものは現在通りとす
（經過）會社は生産制限と生産費遞減のため操短を行はんとするもので、現下の會社の狀態を種々なる立場より説明し

はれ、従つて著しく收入減を來してゐる實狀を述べて遂に豫備會議第四日迄審議が續けられ、最後に現在勞働時間より三十分短縮することを組合側は承認して協定を遂げた

四、晝夜交替部に於て就業規則第三十一條各號の一に該當する場合時給の二割增を一割增とする件（會社案）

（協定）二割增を一割五分增とすること
（經過）組合側は本案が第三號議案と均衡を保たしむるためのみの議案とするならば、不合理であること、即ち時間を短縮せざる部の勞働條件を低下することは三號議案と同一に論ずべきでないと主張し

大阪に移し、積極的に元阪團長第一線に起ち、十月五日、東京總同盟大阪威運動を敢行すべく總同盟大阪聯合會を總動員する事を決議した。大會議以來十年間でも無き我等の同志を總同盟はよい指令、電話、電令、總同盟は讀ると云へば必ず實行するんだ、集れ、の飛檄は全市に渡る、所轄署及特高本部に於ては非常な容易ならずと感知せり、又會社側に於ても恐怖の念にかゝる、事實を使たず、地方有力者、警察長、重役の親友等々の調停者來訪するも、我等は會社中村社長が資本家として組合に理解ある態度を示さゞる限り斷じて調停不可を說きたり、故に我製網勞働組合の牢固にして動かぬ確信ある態度に、田中大阪府特高課長は勞資代表を招致し電して、幾多の曲折を經て既報の解決を見るに至つた。

思ふに本爭議は資本家の非常な誤解と、勞働組合に對する認識不足から生じたると同時に、製網勞働組合は實踐的、戰鬪的組合であり、産業の協力者である事を泉南地方の勞資に敎へたことを收穫とする。